三重県	津市、桑名市、亀山市	
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市	
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、木津川市	
大阪府	岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町	
兵庫県	明石市、赤穂市	
奈良県	大和高田市、橿原市、香芝市、王寺町	
和歌山県	和歌山市、橋本市	
香川県	高松市	
福岡県	太宰府市、糸島市、新宮町、粕屋町	
七級地		
北海道	札幌市	
宮城県	名取市	
茨城県	笠間市、鹿嶋市、筑西市	
栃木県	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	
群馬県	前橋市、太田市、渋川市	
埼玉県	熊谷市	
千葉県	木更津市、君津市、八街市	
東京都	武蔵村山市	
新潟県	新潟市	
富山県	富山市	
石川県	金沢市、内灘町	
福井県	福井市	
山梨県	南アルプス市	
長野県	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	
岐阜県	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市	
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、飛島村	
三重県	名張市、伊賀市	

滋賀県	長浜市、東近江市	
大阪府	四條畷市	
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市	
奈良県	桜井市、宇陀市、斑鳩町	
岡山県	岡山市	
広島県	三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	
山口県	周南市	
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	
香川県	坂出市	
福岡県	北九州市、筑紫野市、宇美町	
長崎県	長崎市	
その他		
全ての都道府県	一級地から七級地まで以外の地域	

第三号中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定める。なお、平成二十七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号は廃止する。

平成二十八年三月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。）第八条第一項第三号の規定に基づき、法第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質は、次の表の左欄に掲げる化学物質の分類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる官報整理番号（法第四条第四項（法第五条第九項において読み替えて準用する場合及び法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに法附則第二条第一項及び第四項に基づき公示する際に化学物質に付される整理番号をいう。以下同じ。）に対応する化学物質とする。